

第2号議案

会計規程他の変更について (案)

1. 電気事業法の改正に伴い、引用条項を変更する必要があることから、会計規程（別紙1）及び会計・調達業務の細則に関する規程（別紙2）、余裕金等の運用業務の細則に関する規程（別紙3）を変更する。
2. 上記1. の会計規程の変更について、理事会の議決後、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令第20条第2項の規定に基づき、別紙4により経済産業大臣へ承認申請を行う。

以上

【添付資料】

別紙1：会計規程変更案 新旧対照表

別紙2：会計・調達業務の細則に関する規程変更案 新旧対照表

別紙3：余裕金等の運用業務の細則に関する規程変更案 新旧対照表

別紙4：会計規程変更承認申請書

会計規程変更案 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>平成27年4月28日施行 平成28年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和3年6月30日変更 令和4年4月1日変更</p>	<p>平成27年4月28日施行 平成28年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和3年6月30日変更 令和4年4月1日変更 <u>令和 年 月 日変更</u></p>
<p>会計規程</p> <p>第1章 総則 (勘定区分)</p> <p>第5条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、法第28条の5.1及び省令第2条第2項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。</p> <p>第3章 予算及び資金 (予算等の実施計画)</p> <p>第9条 本機関は、法第28条の4.9の規定により経済産業大臣の認可を受けた予算及び事業計画に基づいて、その実施計画を作成し、業務の合理的かつ効率的運営を図るものとする。</p> <p>(資金の調達及び運用)</p> <p>第14条 本機関は、法第28条の5.2第1項に規定する金融機関その他の者からの資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は広域的運営推進機関債の発行(広域的運営推進機関債の借換えのための発行を含む。)をする場合には、同項の規定により、事前に経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 本機関は、法第28条の5.4に規定する方法により、業務上の余裕金の運用を行うことができる。</p> <p>第9章 決算 (財務諸表等)</p> <p>第41条 本機関は、法第28条の5.0第1項の規定により、事業年度の開始の日から3か月以内に、前事業年度の財務諸表等を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>会計規程</p> <p>第1章 総則 (勘定区分)</p> <p>第5条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、法第28条の5.2及び省令第2条第2項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。</p> <p>第3章 予算及び資金 (予算等の実施計画)</p> <p>第9条 本機関は、法第28条の5.0の規定により経済産業大臣の認可を受けた予算及び事業計画に基づいて、その実施計画を作成し、業務の合理的かつ効率的運営を図るものとする。</p> <p>(資金の調達及び運用)</p> <p>第14条 本機関は、法第28条の5.3第1項に規定する金融機関その他の者からの資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は広域的運営推進機関債の発行(広域的運営推進機関債の借換えのための発行を含む。)をする場合には、同項の規定により、事前に経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 本機関は、法第28条の5.5に規定する方法により、業務上の余裕金の運用を行うことができる。</p> <p>第9章 決算 (財務諸表等)</p> <p>第41条 本機関は、法第28条の5.1第1項の規定により、事業年度の開始の日から3か月以内に、前事業年度の財務諸表等を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p><u>附則(令和 年 月 日)</u> <u>この規程は、令和5年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>

会計・調達業務の細則に関する規程変更案 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>会計・調達業務の細則に関する規程</p> <p>第4章 金銭の出納 (手許現金) 第16条 会計規程<u>1.8条</u>に定める本機関が保有する手許現金の上限額は、原則として、20万円とする。</p> <p>(前払金及び概算払) 第17条 本機関は、会計規程<u>第1.9条</u>に基づき、次の各号に定める経費に関し、前金払い又は概算払いを行うことができる。 一 新聞図書代、NHK受信料 二 建物質料 三 その他総務部長が必要と認めた経費</p> <p>(指名競争入札に付することができる場合) 第19条 会計規程<u>第2.1条第1項第1号</u>から第2号に定めるほか、同条第3号に基づき、本機関が指名競争入札に付することができる場合は、次の各号に定める場合とする。 一 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。 二 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。 三 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。 四 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。 五 予定賃借料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。 七 前各号に規定する場合のほか、本機関の事業運営上必要があるとき。</p> <p>(随意契約によることができる場合) 第20条 会計規程<u>第2.2条第1項第1号</u>に基づき、随意契約を締結することができる場合は、次の各号に定める場合とする。 一 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるものであるとき。 二 契約上特殊の物品又は特別の目的があるため買入先が特定され、又は特殊の技術が必要とするとき。 三 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであるとき。 四 契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないものであるとき。 2 会計規程<u>第2.2条第1項第1号</u>から第5号に定めるほか、同条第6号に基づき、随意契約を締結することができる場合は、次の各号に定める場合とする。 一 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。 二 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。 三 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。 四 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。 五 予定賃借料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。 七 本機関の行為を秘密にする必要があるとき。 八 運送又は保管をさせるとき 九 官公署と契約するとき。 十 外国において契約するとき。 3 競争入札に付しても入札者がいないとき又は再入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、原則として、契約保証金及び履行期限を除き、当初、競争入札手続に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。 4 会計規程<u>第2.2条第2項</u>の規定にかかわらず、図書、定期刊行物その他性質上見積書の徴収を省略しても支障がないと認められるものに関する契約については、見積書の取得を省略することができる。 5 会計規程<u>第2.2条第1項第4号</u>企画競争の場合の手続きについては、別途「企画競争に関する取扱要領」に定める。 6 会計規程<u>第2.2条第1項第5号</u>公募(入札可能性調査)の場合の手続きについては、別途「公募(入札可能性調査)に関する取扱要領」に定める。</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日変更</p> <p>会計・調達業務の細則に関する規程</p> <p>第4章 金銭の出納 (手許現金) 第16条 会計規程<u>第1.9条</u>に定める本機関が保有する手許現金の上限額は、原則として、20万円とする。</p> <p>(前払金及び概算払) 第17条 本機関は、会計規程<u>第2.0条</u>に基づき、次の各号に定める経費に関し、前金払い又は概算払いを行うことができる。 一 新聞図書代、NHK受信料 二 建物質料 三 その他総務部長が必要と認めた経費</p> <p>(指名競争入札に付することができる場合) 第19条 会計規程<u>第2.2条第1項第1号</u>から第2号に定めるほか、同条第3号に基づき、本機関が指名競争入札に付することができる場合は、次の各号に定める場合とする。 一 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。 二 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。 三 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。 四 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。 五 予定賃借料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。 七 前各号に規定する場合のほか、本機関の事業運営上必要があるとき。</p> <p>(随意契約によることができる場合) 第20条 会計規程<u>第2.3条第1項第1号</u>に基づき、随意契約を締結することができる場合は、次の各号に定める場合とする。 一 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるものであるとき。 二 契約上特殊の物品又は特別の目的があるため買入先が特定され、又は特殊の技術が必要とするとき。 三 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであるとき。 四 契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないものであるとき。 2 会計規程<u>第2.3条第1項第1号</u>から第5号に定めるほか、同条第6号に基づき、随意契約を締結することができる場合は、次の各号に定める場合とする。 一 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。 二 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。 三 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。 四 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。 五 予定賃借料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。 七 本機関の行為を秘密にする必要があるとき。 八 運送又は保管をさせるとき 九 官公署と契約するとき。 十 外国において契約するとき。 3 競争入札に付しても入札者がいないとき又は再入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、原則として、契約保証金及び履行期限を除き、当初、競争入札手続に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。 4 会計規程<u>第2.3条第2項</u>の規定にかかわらず、図書、定期刊行物その他性質上見積書の徴収を省略しても支障がないと認められるものに関する契約については、見積書の取得を省略することができる。 5 会計規程<u>第2.3条第1項第4号</u>企画競争の場合の手続きについては、別途「企画競争に関する取扱要領」に定める。 6 会計規程<u>第2.3条第1項第5号</u>公募(入札可能性調査)の場合の手続きについては、別途「公募(入札可能性調査)に関する取扱要領」に定める。</p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>(総合評価方式) 第21条 一般競争入札又は指名競争入札に付する場合において、会計規程第25条第2項に基づき、契約の性質又は目的から価額のみで落札者を決することが難しい契約については、価額以外の条件を競わせる総合評価方式によることができる。</p> <p>(契約書の記載事項) 第22条 会計規程第26条の規定により作成すべき契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に定める事項を記載しなければならない。但し、契約の性質又は目的から、該当すべき事項がない場合は、この限りでない。 一 契約履行の場所 二 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法 三 監督及び検査 四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金 五 危険負担 六 契約不適合責任 七 契約に関する紛争の解決方法 八 その他必要な事項</p> <p>(契約書の作成を省略することができる場合) 第23条 会計規程第26条但書に規定する契約書の作成を省略することができる場合は、次に定める場合とする。 一 契約金額が150万円を超えない契約をするとき。 二 物品を売却する場合において、買受人が代金を即納して、その物品を受け取るとき。 三 随意契約を締結する場合で、総務部長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。</p> <p>(新設)</p>	<p>(総合評価方式) 第21条 一般競争入札又は指名競争入札に付する場合において、会計規程第26条第2項に基づき、契約の性質又は目的から価額のみで落札者を決することが難しい契約については、価額以外の条件を競わせる総合評価方式によることができる。</p> <p>(契約書の記載事項) 第22条 会計規程第27条の規定により作成すべき契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に定める事項を記載しなければならない。但し、契約の性質又は目的から、該当すべき事項がない場合は、この限りでない。 一 契約履行の場所 二 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法 三 監督及び検査 四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金 五 危険負担 六 契約不適合責任 七 契約に関する紛争の解決方法 八 その他必要な事項</p> <p>(契約書の作成を省略することができる場合) 第23条 会計規程第27条但書に規定する契約書の作成を省略することができる場合は、次に定める場合とする。 一 契約金額が150万円を超えない契約をするとき。 二 物品を売却する場合において、買受人が代金を即納して、その物品を受け取るとき。 三 随意契約を締結する場合で、総務部長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。</p> <p>附則（<u> </u>年<u> </u>月<u> </u>日） <u>本規程は、会計規程が経済産業大臣の承認を受けた日から施行する。</u></p>

余裕金等の運用業務の細則に関する規程変更案 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p style="text-align: right; margin-right: 20px;"><u>年 月 日変更</u></p> <p>余裕金等の運用業務の細則に関する規程</p> <p>(目的) 第1条 本規程は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき実施する余裕金等の運用（電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）<u>第28条の5.4</u>の規定により行う余裕金の運用並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第15条の15の規定により行う解体等積立金の運用及び再生可能エネルギー電気特措法第41条の規定により行う納付金の運用（以下「余裕金等の運用」と総称する。））業務に関する細則を定め、適切な業務処理を行うことを目的とする。</p> <p>(資金の借入れ) 第14条 本機関は、資金が不足する場合又は不足するおそれがある場合には、金融機関等からの借入金により調達することができる。</p> <p>2 資金の借入れは、電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）第4条に定める額から<u>法第28条の5.2第1項</u>の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機関債の元本に係る債務の現在額を差し引いた額の範囲内で、理事会の議決を経なければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>余裕金等の運用業務の細則に関する規程</p> <p>(目的) 第1条 本規程は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき実施する余裕金等の運用（電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）<u>第28条の5.5</u>の規定により行う余裕金の運用並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第15条の15の規定により行う解体等積立金の運用及び再生可能エネルギー電気特措法第41条の規定により行う納付金の運用（以下「余裕金等の運用」と総称する。））業務に関する細則を定め、適切な業務処理を行うことを目的とする。</p> <p>(資金の借入れ) 第14条 本機関は、資金が不足する場合又は不足するおそれがある場合には、金融機関等からの借入金により調達することができる。</p> <p>2 資金の借入れは、電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）第4条に定める額から<u>法第28条の5.3第1項</u>の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機関債の元本に係る債務の現在額を差し引いた額の範囲内で、理事会の議決を経なければならない。</p> <p><u>附則（年 月 日）</u> <u>本規程は、会計規程が経済産業大臣の承認を受けた日から施行する。</u></p>

(別紙4)

会計規程変更承認申請書

広域総第2022-●号

令和5年3月●●日

経済産業大臣 殿

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力
住所 東京都江東区豊洲6-2-15

広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令第20条第2項の規定に基づき、会計規程の変更承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙のとおり
- 2 変更しようとする年月日
令和5年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 3 変更しようとする理由
電気事業法の改正に伴い、引用条項を変更する必要があるため。

以上

会計規程変更案 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>平成27年4月28日施行 平成28年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和3年6月30日変更 令和4年4月1日変更</p>	<p>平成27年4月28日施行 平成28年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和3年6月30日変更 令和4年4月1日変更 令和 年 月 日変更</p>
<p>会計規程</p>	<p>会計規程</p>
<p>第1章 総則 (勘定区分)</p>	<p>第1章 総則 (勘定区分)</p>
<p>第5条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、<u>法第28条の51</u>及び省令第2条第2項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。</p>	<p>第5条 本機関の経理は、資産、負債及び純資産並びに収益、費用を明らかにするために、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、<u>法第28条の52</u>及び省令第2条第2項の規定により、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分し経理するものとする。</p>
<p>第3章 予算及び資金 (予算等の実施計画)</p>	<p>第3章 予算及び資金 (予算等の実施計画)</p>
<p>第9条 本機関は、<u>法第28条の49</u>の規定により経済産業大臣の認可を受けた予算及び事業計画に基づいて、その実施計画を作成し、業務の合理的かつ効率的運営を図るものとする。</p>	<p>第9条 本機関は、<u>法第28条の50</u>の規定により経済産業大臣の認可を受けた予算及び事業計画に基づいて、その実施計画を作成し、業務の合理的かつ効率的運営を図るものとする。</p>
<p>(資金の調達及び運用)</p>	<p>(資金の調達及び運用)</p>
<p>第14条 本機関は、<u>法第28条の52第1項</u>に規定する金融機関その他の者からの資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は広域的運営推進機関債の発行(広域的運営推進機関債の借換えのための発行を含む。)をする場合には、同項の規定により、事前に経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p>	<p>第14条 本機関は、<u>法第28条の53第1項</u>に規定する金融機関その他の者からの資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は広域的運営推進機関債の発行(広域的運営推進機関債の借換えのための発行を含む。)をする場合には、同項の規定により、事前に経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p>
<p>2 本機関は、<u>法第28条の54</u>に規定する方法により、業務上の余裕金の運用を行うことができる。</p>	<p>2 本機関は、<u>法第28条の55</u>に規定する方法により、業務上の余裕金の運用を行うことができる。</p>
<p>第9章 決算 (財務諸表等)</p>	<p>第9章 決算 (財務諸表等)</p>
<p>第41条 本機関は、<u>法第28条の50第1項</u>の規定により、事業年度の開始の日から3か月以内に、前事業年度の財務諸表等を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>第41条 本機関は、<u>法第28条の51第1項</u>の規定により、事業年度の開始の日から3か月以内に、前事業年度の財務諸表等を作成し、これを経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則(令和 年 月 日)</p>
	<p><u>この規程は、令和5年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>